

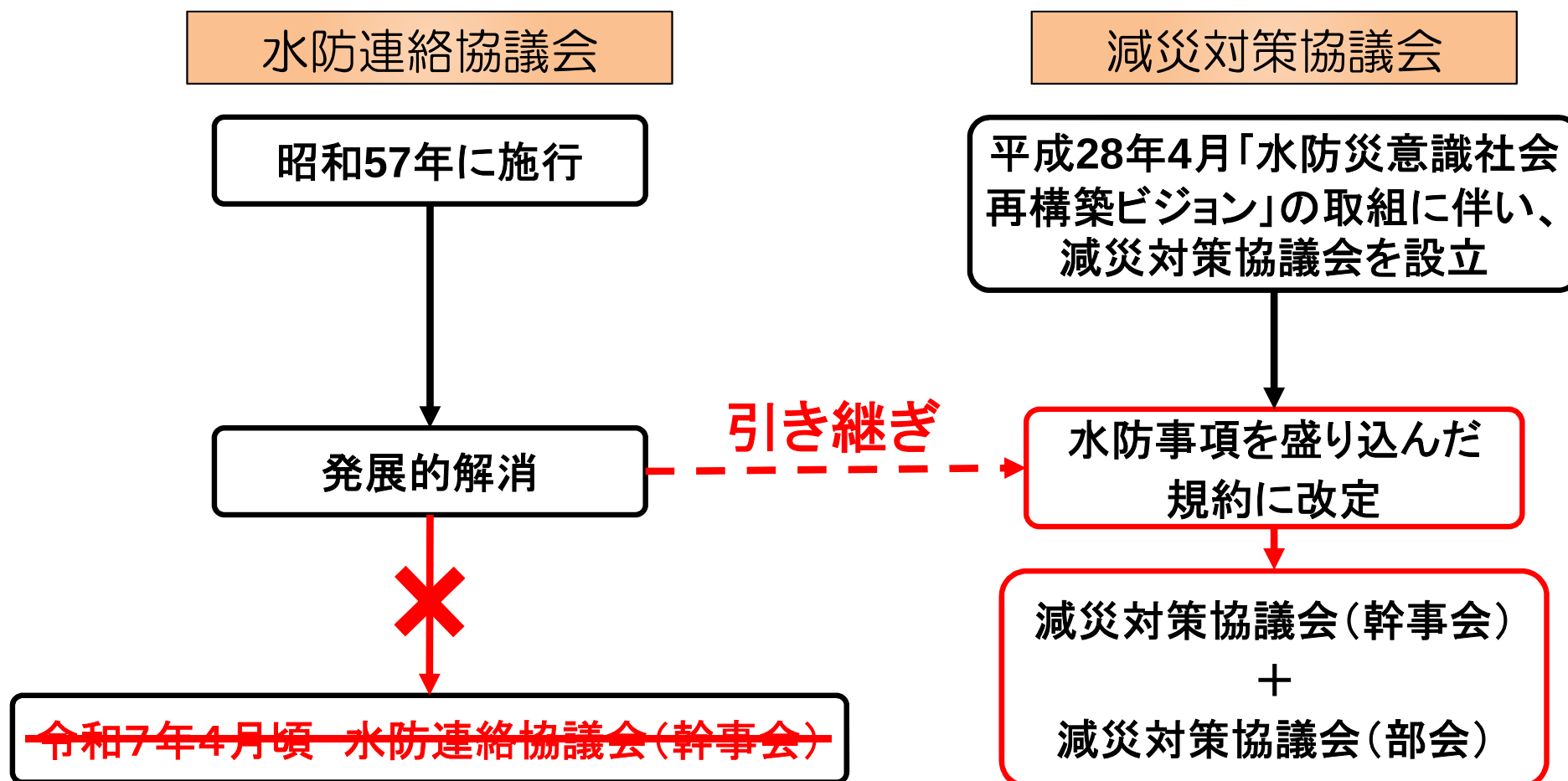
規約の改定について

令和 6 年 7 月

減災対策協議会の規約改定について

網走開発建設部管内一級河川水防連絡協議会幹事会について、減災対策協議会が設立されており、洪水に対する減災の取組や水防に関する連絡調整・取組を包括的に議論する場となっていることから網走開発建設部管内一級河川水防連絡協議会幹事会を発展的に解消し、減災対策協議会に事業を引き継ぐこととします。

減災対策協議会と水防連絡協議会の経緯



一九 河川管理の強化について

（昭和五十七年一月二十五日 建設省河治発第四号）
各地方建設局河川部長、北海道開発局建設部長あ
て 建設省河川局治水課長通達

2 水防連絡会（仮称）の設置

一部の工事事務所においては、既に管内の水防管理団体と水防に関する情報交換等を積極的に行い洪水時等に迅速、かつ、的確な水防活動が実施されているが、今後、更に水防体制の強化を図るため各工事事務所を単位に水防連絡会（仮称）を設置し水防管理団体等に対し水防に必要な情報の提供を行い洪水時等における協力体制の強化に努めるものとする。

二二 河川管理の強化の運用について

（昭和五十七年一月二十五日 事務連絡）
各地方建設局河川部河川管理課長、北海道開発局建設
部河川管理課長あて 建設省河川局治水課建設専門官

2 水防連絡会（仮称）の設置

- (1) 水防連絡会（仮称）は、工事事務所単位でその所掌している河川の部分の存する都道府県水防担当事務所、水防管理団体、その他水防に関係する機関をもつて構成し、事務所長が会務を掌理するものとする。
- (2) 水防連絡会（仮称）においては、重要水防箇所、河川改修の状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報の提供及び地元水防管理団体等からの意見聴取等とする。
- (3) 水防連絡会（仮称）の会議内容は、記録保存しておくものとする。
- (4) 水防管理団体等との合同の河川巡視については、本連絡会の開催日に同時に実施するように努めるものとする。
- (5) 水防連絡会（仮称）は、当面直轄管理河川を対象として河川情報の提供等を行うものであるが、都道府県においても順次同様の連絡会の設置を図るよう本連絡会等を通じて指導に努めるものとする。

【参考】減災対策協議会設立経緯

平成 28 年 1 月 18 日

国水河計第 77 号

北海道開発局長 殿

水管理・国土保全局長
(公印省略)

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成 32 年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととする。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・優先的に整備が必要な区間における「洪水を安全に流すためのハード対策」の着実な推進
- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

については、今後、各地域において、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、これらのハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進されたい。

貴職におかれては、貴管内の都道府県及び政令指定都市に対し、本通知を周知されたい。

条文抜粋

水防法等の一部を改正する法律 (大規模氾濫減災協議会)

第 15 条 9

「国土交通大臣は、第 10 条第 2 項又は第 13 条第 1 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第 15 条 10

「都道府県知事は、第 11 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

【参考】新旧対比表(網走川)

水防連絡協議会規約【旧】

減災対策協議会規約【旧】

減災対策協議会規約【新】

網走開発建設部管内一級河川水防連絡協議会規約

- (名 称)
- 第1条 本会は、網走開発建設部管内一級河川水防連絡協議会（以下「協議会」という）と称する。
- (目 的)
- 第2条 協議会は、網走開発建設部が管理する一級河川の水害の防止を図るため重要水防箇所の周知、河川水防情報の提供等を通じて関係各機関と密接な連携を図り流域住民の安全を確保することを目的とする。
- (協議事項)
- 第3条 協議会は前条の目的を達成するため次の事項を協議する。
- (1) 重要水防箇所の周知に関する事。
 - (2) 水防情報、水防警報、洪水予報の連絡に関する事。
 - (3) 合同の河川巡視に関する事。
 - (4) 水防訓練に関する事。
 - (5) 水防資材の整備状況に関する事。
 - (6) 指定水防管理団体の協議会、水防計画に関する事。
 - (7) その他
- (組 織)
- 第4条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。
- (1) 網走開発建設部
 - (2) 網走地方気象台
 - (3) オホーツク総合振興局
 - (4) 陸上自衛隊第6即応機動連隊
 - (5) 陸上自衛隊第25普通科連隊
 - (6) 北海道警察北見方面本部
 - (7) 関係市町
 - (8) 関係消防本部
 - (9) 北海道電力(株)旭川水力センター
- 2 協議会に幹事会及び部会を置く。
- (役 員)
- 第5条 協議会には次の役員を置く。
- (1) 会長 1名 網走開発建設部長
 - (2) 副会長 1名 オホーツク総合振興局長
 - (3) 幹事長 1名 網走開発建設部次長(河川・道路担当)
 - (4) 部会長 2名 北見河川事務所長、遠軽開発事務所長

網走川ほか減災対策協議会規約

平成28年4月26日
 平成29年6月28日改正
 平成30年6月27日改正
 令和元年7月4日改正
 令和3年7月5日改正
 令和4年7月5日改正
 令和5年7月20日改正

網走川ほか 減災対策協議会

(網走市、大空町、美幌町、津別町、網走地方気象台、
 陸上自衛隊第6即応機動連隊、北海道警察北見方面本部、網走警察署、
 美幌警察署、網走地区消防組合、美幌・津別広域事務組合、
 北海道オホーツク総合振興局、網走開発建設部)

網走川ほか減災対策協議会規約

平成28年4月26日
 平成29年6月28日改正
 平成30年6月27日改正
 令和元年7月4日改正
 令和3年7月5日改正
 令和4年7月5日改正
 令和5年7月20日改正
令和6年7月30日改定

網走川ほか減災対策協議会

(網走市、大空町、美幌町、津別町、網走地方気象台、
 陸上自衛隊第6即応機動連隊、北海道警察北見方面本部、
 網走警察署、美幌警察署、網走地区消防組合、
 美幌・津別広域事務組合、北海道オホーツク総合振興局、
 網走開発建設部)

【参考】新旧対比表(網走川)

水防連絡協議会規約【旧】

(会長及び副会長)	
第6条	会長は協議会を代表し、副会長とともに会務を統括する。
(委員及び協議会)	
第7条	委員は別表1に掲げる関係機関の長並びに担当部局長をもってあてる。
2	協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。
(幹事長)	
第8条	幹事長は会長の下にあって幹事会を運営し会務を処理する。
(幹事及び幹事会)	
第9条	幹事は別表2に掲げる関係機関の担当者をもってあてる。
2	幹事会は必要に応じ幹事長が招集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。
3	幹事会の事業は会長に報告し、その承認を受ける。
4	幹事長は会長に承認を受けたのち、すみやかに部会に通知し、その指導にあたるものとする。
(部会長)	
第10条	部会長は部会を運営し会務を処理する。
2	部会長が不在となったとき、部会長代行を幹事長が指名する。
(部会)	
第11条	部会は別表3に掲げる関係機関の担当をもって組織する。
2	部会長は必要に応じて部会を招集し、協議会の目的達成のための事業を実施する。
3	部会長は事業の実施にあたり計画書を作成し幹事長に報告するものとする。
4	部会長は部会事務の運営経過等について幹事長に報告するものとする。
(事務局)	
第12条	協議会の事務局は、網走開発建設部治水課に置く。
2	部会の事務局は北見河川事務所、遠軽開発事務所に置く。
(雑則)	
第13条	この規約に定めるもののほか必要な事項は協議会が決定する。
(附則)	
この規約は、昭和57年 3月25日から施行する。	
この規約は、平成 7年 6月27日から施行する。	
この規約は、平成 9年 4月24日から施行する。	
この規約は、平成16年 4月21日から施行する。	
この規約は、平成18年 4月20日から施行する。	
この規約は、平成19年 4月25日から施行する。	

減災対策協議会規約【旧】

網走川ほか 減災対策協議会規約	
(名 称)	
第1条	本会は、網走川ほか 減災対策協議会（以下「協議会」という）と称する。
(目 的)	
第2条	協議会は、水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、過去の出水の教訓を踏まえ、網走市、大空町、美幌町及び津別町における国管理河川及び北海道管理河川（別表1に掲げる水系）の堤防決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。
(事 業)	
第3条	協議会は、水防法に規定される以下の事項について実施する。
(1)	洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
(2)	円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
(3)	地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
(4)	その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。
(組 織)	
第4条	協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。
(1)	網走開発建設部
(2)	オホーツク総合振興局
(3)	網走地方気象台
(4)	陸上自衛隊第6即応機動連隊
(5)	北海道警察北見方面本部
(6)	網走警察署
(7)	美幌警察署
(8)	関係市町
(9)	関係消防本部
2	協議会に幹事会を置く。
(役 員)	
第5条	協議会には次の役員を置く。
(1)	会長 1名 網走開発建設部長
(2)	副会長 1名 オホーツク総合振興局長

減災対策協議会規約【新】

網走川ほか減災対策協議会規約（改定案）	
(名 称)	
第1条	本会は、網走川ほか 減災対策協議会（以下「協議会」という）と称する。
(目 的)	
第2条	協議会は、水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、過去の出水の教訓を踏まえ、網走市、大空町、美幌町及び津別町における国管理河川及び北海道管理河川（別表1に掲げる水系）の堤防決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。
(事 業)	
第3条	協議会は、水防法に規定される以下の事項について実施する。
(1)	洪水の浸水想定等の水害リスク情報及び水防に関する情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
(2)	円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
(3)	地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
(4)	その他、大規模氾濫に関する減災対策・水防活動に関して必要な事項を実施する。
(組 織)	
第4条	協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。
(1)	網走開発建設部
(2)	オホーツク総合振興局
(3)	網走地方気象台
(4)	陸上自衛隊第6即応機動連隊
(5)	北海道警察北見方面本部
(6)	網走警察署
(7)	美幌警察署
(8)	関係市町
(9)	関係消防本部
2	協議会に幹事会及び部会を置く。

【参考】新旧対比表(網走川)

水防連絡協議会規約【旧】

この規約は、平成21年 5月11日から施行する。
 この規約は、平成22年 4月27日から施行する。
 この規約は、平成24年 4月27日から施行する。
 この規約は、平成30年 4月26日から施行する。
 この規約は、平成31年 4月25日から施行する。
 この規約は、令和 5年 4月26日から施行する。
 この規約は、令和 6年 4月26日から施行する。

減災対策協議会規約【旧】

(3) 幹事長 2名 網走開発建設部次長(河川・道路担当)
 オホーツク総合振興局 地域調整課長

(会長及び副会長)
 第6条 会長は協議会を代表し、副会長とともに会務を統括する。

(委員及び協議会)
 第7条 委員は別表2に掲げる関係機関の長及び担当部局長をもってあてて。
 2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(会議の公開)
 第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)
 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。
 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(幹事長)
 第10条 幹事長は会長の下にあって幹事会を運営し会務を処理する。

(幹事及び幹事会)
 第11条 幹事は別表3に掲げる関係機関の担当者をもってあてて。
 2 幹事会は必要に応じ幹事長が招集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。
 3 幹事会の事業は会長に報告し、その承認を受ける。

(事務局)
 第12条 協議会及び幹事会の事務局は、網走開発建設部治水課及び北見河川事務所並びにオホーツク総合振興局地域創生部危機対策室及び網走建設管理部治水課に置く。

(雑則)
 第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は協議会が決定する。

(附則)
 この規約は、平成28年 4月26日から施行する。
 この規約は、平成29年 6月28日から施行する。

減災対策協議会規約【新】

(役員)
 第5条 協議会には次の役員を置く。
 (1) 会長 1名 網走開発建設部長
 (2) 副会長 1名 オホーツク総合振興局長
 (3) 幹事長 2名 網走開発建設部次長(河川・道路担当)
 オホーツク総合振興局 地域調整課長
 (4) 部会長 1名 北見河川事務所長

(会長及び副会長)
 第6条 会長は協議会を代表し、副会長とともに会務を統括する。

(委員及び協議会)
 第7条 委員は別表2に掲げる関係機関の長及び担当部局長をもってあてて。
 2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(会議の公開)
 第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)
 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。
 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(幹事長)
 第10条 幹事長は会長の下にあって幹事会を運営し会務を処理する。

(幹事及び幹事会)
 第11条 幹事は別表3に掲げる関係機関の担当者をもってあてて。
 2 幹事会は必要に応じ幹事長が招集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。
 3 幹事会の事業は会長に報告し、その承認を受ける。
 4 幹事長は会長に承認を受けたのち、すみやかに部会に通知し、その指導にあたるものとする。

(部会長)
 第12条 部会長は部会を運営し会務を処理する。
 2 部会長が不在となったとき、部会長代行を幹事長が指名する。

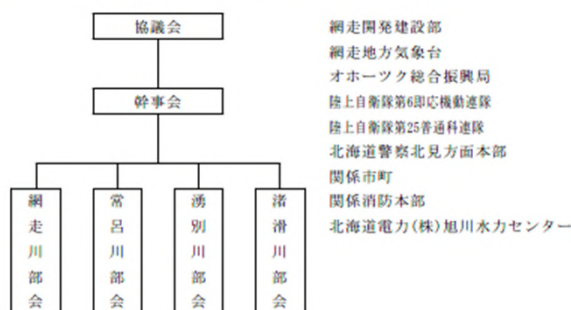
【参考】新旧対比表(網走川)

水防連絡協議会規約【旧】

減災対策協議会規約【旧】

減災対策協議会規約【新】

網走開発建設部管内一級河川水防連絡協議会 構成図



別表1 網走開発建設部管内一級河川水防連絡協議会 協議会一覧表

関係機関	委員
網走開発建設部	部長〔会長〕 次長
網走地方気象台	台長
オホーツク総合振興局	局長〔副会長〕
陸上自衛隊第6即応機動連隊	連隊長
陸上自衛隊第25普通科連隊	連隊長
北海道警察北見方面本部	本部長
網走市	市長
北見市	市長
紋別市	市長
大空町	町長
美幌町	町長
津別町	町長
訓子府町	町長
置戸町	町長
湧別町	町長
遠軽町	町長
網走地区消防組合	管理者
美幌・津別広域事務組合	管理者
北見地区消防組合	管理者
遠軽地区広域組合	管理者
紋別地区消防組合	管理者

(第1条 協議会名称変更、第2条 管理河川の追記、文言修正及び別表1追加、第5 役員幹事長追加、第7条 文言修正、第11条 文言修正及び別表3幹事長及び幹事会構成員追加、第12条 事務局追加)
この規約は、平成30年 6月27日から施行する。
(第11条 別表3幹事会構成員の修正)
この規約は、令和元年7月4日から施行する。
(第4条 協議会構成員追加、第7条 別表第2委員追加、第11条 別表第3幹事会構成員追加)
この規約は、令和3年7月5日から施行する。
(第11条 別表第3幹事会構成員の修正、追加)
この規約は、令和4年7月5日から施行する。
(第11条 別表3幹事会構成員の修正)
この規約は、令和5年7月20日から施行する。
(第4条 協議会構成員の修正、第7条 別表2協議会構成員の修正、第11条 別表3幹事会構成員の修正、第12条 事務局構成員の修正)

(部会)
第13条 部会は別表4に掲げる関係機関の担当をもって組織する。
2 部会長は必要に応じて部会を招集し、協議会の目的達成のための事業を実施する。
3 部会長は事業の実施にあたり計画書を作成し幹事長に報告するものとする。
4 部会長は部会事務の運営経過等について幹事長に報告するものとする。
(事務局)
第14条 協議会及び幹事会の事務局は、網走開発建設部治水課及び北見河川事務所並びにオホーツク総合振興局地域創生部危機対策室及び網走建設管理部治水課に置く。
2 部会の事務局は北見河川事務所に置く。
(雑則)
第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は協議会が決定する。
(附則)
この規約は、平成28年4月26日から施行する。
この規約は、平成29年6月28日から施行する。
(第1条 協議会名称変更、第2条 管理河川の追記、文言修正及び別表1追加、第5 役員幹事長追加、第7条 文言修正、第11条 文言修正及び別表3幹事長及び幹事会構成員追加、第12条 事務局追加)
この規約は、平成30年 6月27日から施行する。
(第11条 別表3幹事会構成員の修正)
この規約は、令和元年7月4日から施行する。
(第4条 協議会構成員追加、第7条 別表第2委員追加、第11条 別表第3幹事会構成員追加)
この規約は、令和3年7月5日から施行する。
(第11条 別表第3幹事会構成員の修正、追加)
この規約は、令和4年7月5日から施行する。
(第11条 別表3幹事会構成員の修正)
この規約は、令和5年7月20日から施行する。
(第4条 協議会構成員の修正、第7条 別表2協議会構成員の修正、第11条 別表3幹事会構成員の修正、第12条 事務局構成員の修正)
この規約は、令和6年7月30日から施行する。
(網走開発建設部管内一級水防連絡協議会の規約と統合)

【参考】新旧対比表(網走川)

水防連絡協議会規約【旧】

減災対策協議会規約【旧】

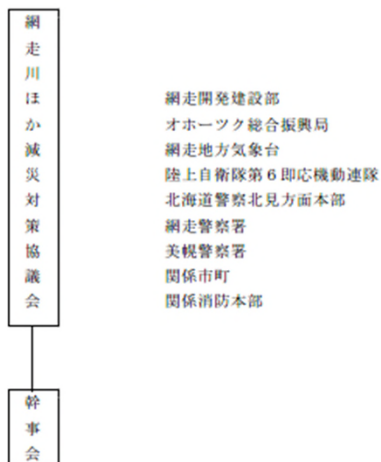
減災対策協議会規約【新】

北海道電力網走川水力センター センター所長

別表2 網走開発建設部管内一級河川水防連絡協議会 幹事会一覧表

関係機関	幹事委員
網走開発建設部	次長(河川・道路担当)〔幹事長〕 公物管理課長 治水課長 防災課長 北見河川事務所長 遠軽開発事務所長 鹿ノ子ダム管理支所長
網走地方気象台 オホーツク総合振興局	防災管理官 地域創生部長 網走建設管理部長 地域政策課主幹 治水課長 維持管理課主幹
陸上自衛隊第6即応機動連隊	連隊本部第3科長
陸上自衛隊第25普通科連隊	連隊本部第3科長
北海道警察北見方面本部	警備課長
網走市	担当課長
北見市	担当課長
紋別市	担当課長
大空町	担当課長
美幌町	担当課長
津別町	担当課長
訓子府町	担当課長
置戸町	担当課長
湧別町	担当課長
遠軽町	担当課長
網走地区消防組合	消防課長
美幌・津別広域事務組合	警防主幹
北見地区消防組合	警防課長
遠軽地区広域組合	消防課長
紋別地区消防組合	警防課長
北海道電力網走川水力センター	遠軽土木課長

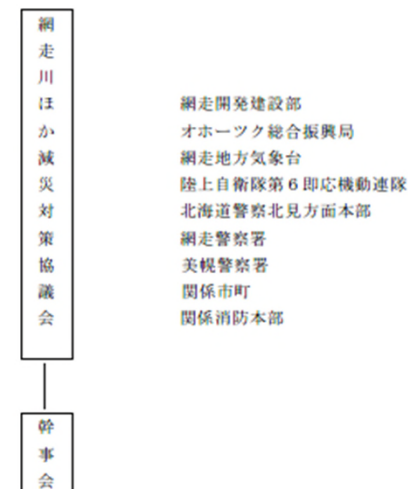
網走川ほか 減災対策協議会 構成図



別表1 網走川ほか 減災対策協議会 水系一覧表

水系名	関係市町村
網走川	網走市、大空町、美幌町、津別町
卯原内川	網走市
くろま車止内川	網走市
浦士別川	網走市
藻琴川	網走市、大空町

網走川ほか 減災対策協議会 構成図



別表1 網走川ほか 減災対策協議会 水系一覧表

水系名	関係市町村
網走川	網走市、大空町、美幌町、津別町
卯原内川	網走市
車止内川	網走市
浦士別川	網走市
藻琴川	網走市、大空町

【参考】新旧対比表(網走川)

水防連絡協議会規約【旧】

減災対策協議会規約【旧】

減災対策協議会規約【新】

別表3 網走開発建設部管内一級河川水防連絡協議会
部会一覧表

関係機関	部会委員			
	網走川部会	常呂川部会	湧別川部会	渚滑川部会
網走開発建設部	北見河川事務所長(部会長)		道庁開発事務所長(部会長)	
		鹿ノ子ダム 管理支所長		
網走地方気象台	防災管理官			
オホーツク総合振興局	地域創生部長 網走建設管理部長 地域政策課主幹 治水課長 維持管理課主幹			
陸上自衛隊第6即応機動連隊	連隊本部第3科長			
陸上自衛隊第25普通科連隊	連隊本部第3科長			
北海道警察北見方面本部	警備課長			
関係市町	網走市 大空町 美幌町 津別町 (各担当課長)	北見市 訓子府町 置戸町 (各担当課長)	湧別町 遠軽町 (各担当課長)	紋別市 (各担当課長)
関係消防本部	網走地区消防 組合消防本部 消防課長 美幌・津別広域事 務組合消防本部G 警防主幹	北見地区消防 組合消防本部 警防課長	遠軽地区広域 組合消防本部 消防課長	紋別地区消防 組合消防本部 警防課長
北海道電力(株)旭川水力センター	道庁土木課長			

別表2 網走川ほか 減災対策協議会 協議会一覧表

関係機関	委員
網走開発建設部	部長(会長) 次長
オホーツク総合振興局	局長(副会長)
網走地方気象台	台長
陸上自衛隊第6即応機動連隊	連隊長
北海道警察北見方面本部	警備課長
網走警察署	署長
美幌警察署	署長
網走市	市長
大空町	町長
美幌町	町長
津別町	町長
網走地区消防組合	消防長
美幌・津別広域事務組合	消防長

別表3 網走川ほか 減災対策協議会 幹事会一覧表

関係機関	幹事委員
網走開発建設部	次長(河川・道路担当)〔幹事長〕
オホーツク総合振興局	公物管理課長 治水課長 防災課長 北見河川事務所長
網走地方気象台	地域調整課長〔幹事長〕
陸上自衛隊第6即応機動連隊	危機対策室主幹 維持管理課主幹 治水課長
北海道警察北見方面本部	防災管理官
網走警察署	連隊本部第3科長
美幌警察署	警備課長補佐
網走市	警備課長
大空町	警備係長
美幌町	総務防災課長
津別町	総務課参事
網走地区消防組合	危機対策課長
美幌・津別広域事務組合	防災危機管理室長、建設課長
	消防課長
	警防主幹

別表2 網走川ほか 減災対策協議会 協議会一覧表

関係機関	委員
網走開発建設部	部長(会長) 次長
オホーツク総合振興局	局長(副会長)
網走地方気象台	台長
陸上自衛隊第6即応機動連隊	連隊長
北海道警察北見方面本部	警備課長
網走警察署	署長
美幌警察署	署長
網走市	市長
大空町	町長
美幌町	町長
津別町	町長
網走地区消防組合	消防長
美幌・津別広域事務組合	消防長

別表3 網走川ほか 減災対策協議会 幹事会一覧表

関係機関	幹事委員
網走開発建設部	次長(河川・道路担当)〔幹事長〕
オホーツク総合振興局	公物管理課長 治水課長 防災課長 北見河川事務所長
網走地方気象台	地域調整課長〔幹事長〕
陸上自衛隊第6即応機動連隊	危機対策室主幹 維持管理課主幹 治水課長
北海道警察北見方面本部	防災管理官
網走警察署	連隊本部第3科長
美幌警察署	警備課長補佐
網走市	警備課長
大空町	警備係長
美幌町	総務防災課長
津別町	総務課参事
網走地区消防組合	危機対策課長
美幌・津別広域事務組合	防災危機管理室長、建設課長
	消防課長
	警防主幹

【参考】新旧対比表(網走川)

水防連絡協議会規約【旧】

減災対策協議会規約【旧】

減災対策協議会規約【新】

別表4 網走川ほか減災対策協議会 部会一覧表

関係機関	部会委員
網走開発建設部	北見河川事務所長〔部会長〕
オホーツカ総合振興局	網走建設管理部事業課長
網走地方気象台	防災管理官
陸上自衛隊第6即応機動連隊	連隊本部第3科長
北海道警察北見方面本部	警備課長
網走市	総務防災課長
大空町	総務課長
美幌町	危機対策課長
津別町	防災危機管理室長、建設課長
網走地区消防組合	消防課長
美幌・津別広域事務組合	警防主幹